

2 憲法における地方自治の在り方検討WT 改正草案（新旧対照表）

現行規定	改正草案
<p>第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</p>	<p>第92条</p> <p>1 <u>地方公共団体の住民は、国民主権の原則並びに、生命、自由及び幸福を追求する権利に基づき、自らの意思により地方自治に参画する権利を有する。</u></p> <p>2 <u>地方公共団体は、住民の参画と福祉の増進に努めるべく、住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する。この権能は、国政において尊重されなければならない。</u></p> <p>3 <u>地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。</u></p> <p>4 <u>国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。</u></p> <p>（国の役割をさらに限定する場合）</p> <p>4 <u>国は、国家の存立に関する役割及び全国に統一して実施すべき施策の標準的な水準を提示する役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。</u></p>

現行規定	改正草案
	<p><u>5</u> 地方公共団体の組織及び運営に関する共通的な事項は、<u>前4項の規定に従い</u>、法律でこれを定める。</p>
<p>第93条</p> <p>1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	<p>(同左)</p>
<p>第94条</p> <p>地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>第94条</p> <p><u>1</u> 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p><u>2</u> <u>国会が法律を定めるにあたっては、第92条の趣旨を尊重しなければならない。</u></p>

現行規定	改正草案
<p>第94条（再掲）</p> <p>地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>第95条</p> <p>1 <u>地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>国は、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。</u></p> <p>3 <u>国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を第92条の趣旨に基づいて法律でこれを定める。</u></p> <p>4 <u>地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。</u></p>
<p>第84条</p> <p>あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</p>	<p>第84条</p> <p>1 <u>あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</u></p> <p>2 <u>地方公共団体は、法律の範囲内で条例により、租税を課し、又は現行の租税を変更することができる。国は、前項の法律を定めるにあたっては、第92条及び第95条の趣旨を尊重しなければならない。</u></p>

現行規定	改正草案
<p>第95条</p> <p>一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>	<p>第96条</p> <p><u>1 国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施にあたっては、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。</u></p> <p><u>3 特定の地方公共団体及びその区域のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</u></p>
<p>第47条</p> <p>選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>第47条</p> <p><u>1 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</u></p> <p><u>2 参議院議員の選挙において、選挙区を設置する場合は、広域的な地方公共団体ごとの区域を単位とする選挙区を含まなければならない。</u></p>

IV 參考資料

合区の解消及び憲法における地方自治規定の充実に向けた全国知事会の取組み

- 平成27年 7月24日 改正公職選挙法案(参議院) 提出
- 平成27年 7月24日 参議院選挙制度改革(合区案)に関する懸念表明
(緊急アピール)
- 平成27年 7月28日 改正公職選挙法成立
- 平成27年 7月28日～29日 全国知事会議【岡山県】
- 平成27年10月27日 第1回 憲法と地方自治研究会

{	第2回	平成28年 1月22日
	第3回	平成28年 3月 4日
	第4回	平成28年 3月27日
	第5回	平成28年 7月 1日
	第6回	平成28年10月13日
- 平成28年 3月 憲法と地方自治研究会 中間報告
- 平成28年 7月10日 参議院通常選挙実施
- 平成28年 7月28日～29日 全国知事会議【福岡県】
・「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を採択
- 平成28年 8月23日 大島衆議院議長及び伊達参議院議長へ要請活動
- 平成28年 8月25日 柳本参議院憲法審査会会長へ要請活動
- 平成28年10月11日 吉田参議院自由民主党幹事長へ要請活動
- 平成28年11月28日 政府主催「全国都道府県知事会議」において
安倍内閣総理大臣と懇談

○平成28年12月19日 参議院自民党「参議院在り方検討PT」出席
(平成29年2月27日に2回目の出席)

○平成29年7月7日 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会出席

地方六団体の合区解消決議が成案

参考資料3

全国知事会 平成28年7月29日決議

全国都道府県議会議長会 平成29年1月20日決議

全国市長会 平成29年6月7日決議

全国市議会議長会 平成29年7月7日決議

全国町村会 平成28年11月16日決議

全国町村議会議長会 平成28年11月9日決議

○平成29年7月27日～28日 全国知事会議【岩手県】

・「国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議」を採択

参考資料2

※「合区問題の抜本的解決」及び「地方自治の本旨の明確化」

○平成29年8月9日 吉田参議院自由民主党幹事長、
関口幹事長代行及び岡田幹事長代理へ要請活動
保岡自由民主党憲法改正推進本部本部長へ要請活動

○平成29年8月10日 北側公明党副代表、
井上幹事長及び石田政務調査会長へ要請活動

○平成29年8月30日 第1回 憲法における地方自治の在り方検討WT
第2回 平成29年9月25日
第3回 平成29年10月25日

○平成29年9月5日 大島衆議院議長及び伊達参議院議長、
森衆議院憲法審査会会長及び
柳本参議院憲法審査会会長へ要請活動

○平成29年9月25日 階民進党政務調査会長へ要請活動

○平成29年11月24日 政府主催「全国都道府県知事会議」において
安倍内閣総理大臣と懇談

国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議

平成28年7月、参議院選挙において、憲政史上初の合区選挙が実施され、「投票率の低下」や「自らの県を代表する議員が選出されない」という国民の参政権にも影響を及ぼしかねない状況が発生したことを受け、全国知事会をはじめ、「地方六団体」の全てにおいて、「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議が行われた。

国は、この「地方の声」を正面から受け止め、迫りつつある平成31年の参議院選挙に向け、早急かつ抜本的な合区問題の解決策を講じる必要がある。

また、「国民代表」としての衆議院と、さらに「地域代表」としての性格を持つ参議院という二院のバランスの上に、「国民主権」はより効果的に機能すると考えられており、そもそも、国民主権を実現する大きな側面をもつのが、「地方自治」である。

地方自治法施行70年を迎え、この間、「機関委任事務の廃止」や「国と地方の協議の場の法制化」など、国と地方の対等関係のもと、「住民自治」が国民主権を全うする手段として、地方公共団体は直接住民から負託を受けてきた。

一方、現行憲法には、地方自治に関し、第8章として、第92条をはじめ4条が定められているものの、具体的には「地方自治の本旨」など、あまりにも抽象的・理念的であり、このことが様々な混乱を招いてきた。

以上のことから、次の事項について、国において速やかに実行すること。

記

- 1 平成31年の参議院選挙に向け、「合区問題」の抜本的解決策の結論を得、早急に示すとともに、国民に対して、十分に周知を図ること。
なお、一部反対意見（大阪府）及び慎重意見（愛知県）があったことを申し添える。
- 2 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接負託されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討すること。

平成29年7月28日

全国知事会

参議院選挙における
合区の解消に関する決議
【地方六団体】

参議院選挙における合区の解消に関する決議

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

去る7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消させる対応が図られるよう求める。また、同時に将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ憲法改正についても議論すべきと考える。

なお、この決議に対しては、一部反対意見（大阪府）及び慎重意見（愛知県）があったことを申し添える。

平成28年7月29日

全国知事会

参議院議員選挙制度の抜本の見直しを求める決議

昨年7月の参議院議員選挙では、「一票の較差」を是正するため、人口が少ない県単位の選挙区を統合した憲政史上初の合区による選挙が実施された。

参議院は、その発足当初から都道府県単位で代表を選出し、地方の声が国政に反映されてきたが、この度の合区による選挙は住民の意思が適切に代表される制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として行われ、改正公職選挙法の附則において抜本的な見直しについて規定されていることから、都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成29年1月20日

全国都道府県議会議長会

参議院選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

昨年7月10日、「一票の格差」を是正するとして、人口が少ない選挙区を統合した合区による憲政史上初の選挙が実施されたが、投票率について平成25年参院選と比較すると、全国平均が2%伸びている中で、合区が実施された4県の合計では2%の減少となっており、国政への関心の低下が懸念される。

また、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは、人口減少問題の解消等に係る政策の推進に当たり、全国各地域の実情を踏まえた政策の実施・展開に支障となる可能性も否定できない。

合区による参議院選挙は、公職選挙法の附則に基づく抜本的な見直しが行われるまでの間のものとされており、速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築することを強く求める。

以上決議する。

平成29年6月7日

全 国 市 長 会

参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

昨年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施されたが、今回の合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、国においては、今回の合区による参議院選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則に抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

平成29年7月7日

全国市議会議長会